

(10) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

事業計画地における環境の保全を目的とする法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表2.2-58に示す。

これによると、事業計画地及び周辺は以下の法令による地域・区域の指定がなされている。

大気汚染防止法

本法は、工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施等を推進し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。

事業計画地が位置する宇治市は、特定工場等に対する硫黄酸化物の総量規制区域として指定されている。

騒音規制法

本法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

事業計画地は、「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にかけて用途地域の指定を受けた区域があり規制地域に指定されている地域が存在する。

振動規制法

本法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

事業計画地は、「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にかけて用途地域の指定を受けた区域があり規制地域に指定されている地域が存在する。

悪臭防止法

本法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

事業計画地が位置する宇治市は、市の全域が規制地域として指定されている。

#### 水質汚濁防止法

本法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。

事業計画地が位置する宇治市は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係ある地域として指定されている。

#### 瀬戸内海環境保全特別措置法

本法は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全に関して特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。

事業計画地が位置する宇治市は、瀬戸内海の環境の保全に関係がある地域（関係府県の区域）として指定されている。

#### 自然公園法

本法は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が琵琶湖国定公園の一部に指定されている。

#### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

本法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。

鳥獣保護区等の位置図を図 2.2-23 に示す。事業計画地及びその周辺は、鳥獣保護区に指定されている。

#### 森林法

本法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。

事業計画地周辺は、保安林に指定されている地域が存在する。

#### 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

本法は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的としている。

事業計画地周辺は、東側の白川地区が近郊緑地保全区域に指定されている。

#### 都市計画法

本法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が風致地区に指定されている。

#### 文化財保護法

本法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。

事業計画地周辺では、北東約 0.9km に国宝・重要文化財（建造物）である白山神社拝殿がある。

#### 国土利用計画法

本法は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

事業計画地は都市地域（市街化調整区域）に指定されており、周辺では農業地域や森林地域（地域森林計画対象民有林）が指定されている。

#### 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

本条例は、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止して市民福祉の増進に寄与することを目的としている。この中で、地下水の取水規制が定められ、第1種規制地域は公共用水道水源井から 600m 以内、第2種規制地域は第1種規制地域以外の市の全域に設定され、井戸深度や井戸口径、ポンプ口径等の許可基準が定められている。

事業計画地は宇治市に位置するため本条例の対象外であるが、事業計画地周辺南側は城陽市であるため第2種規制地域に指定されている。

#### 砂防法

本法は、治水砂防上のために、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また砂防設備を整備することを目的としている。

事業計画地周辺では北東側は白川、西側では名木川、中島川、南西側では大谷川が砂防指定地に指定されている。

表 2.2-58 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無	
			事業 計画地	周辺
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域(硫黄酸化物)		
	騒音規制法	規制地域	×	
	振動規制法	規制地域	×	
	悪臭防止法	規制地域		
	水質汚濁防止法	指定地域		
	瀬戸内海環境保全特別措置法	関係府県の区域		
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区		
	森林法	保安林	×	
	京都府環境を守り育てる条例	京都府自然環境保全地域、京都府歴史的 自然環境保全地域	×	×
	京都府立自然公園条例	京都府立自然公園	×	×
土地利用	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	×	
	都市緑地保全法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	都市計画法	用途地域（風致地区）	×	
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	文化財保護法 京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	重要文化財、登録有形文化財、重要有形民族 文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建 造物群保存地区	×	
		京都府指定有形文化財、京都府指定有形民俗 文化財、京都府指定史跡、京都府指定名勝、 京都府指定天然記念物、文化財環境保全地区	×	
		京都府登録有形文化財、京都府登録有形民俗 文化財、京都府登録史跡、京都府登録名勝、 京都府登録天然記念物	×	
その他	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹、保存樹林	×	×
	生産緑地法	生産緑地	×	×
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地 域、自然保全地域		
	工業用水法	地下水採取規制地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	地下水採取規制地域	×	×
	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	第2種規制地域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×



2) 公害の防止に係る規制の状況

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び「京都府環境を守り育てる条例」(平成7年京都府条例第33号)に基づく規制基準等がある。

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2.2-59 に示す。

表 2.2-59 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	事業との 関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準(ダイオキシン類)	
	大気汚染防止法	排出基準・総量規制基準(硫黄酸化物)	
		排出基準(窒素酸化物、ばいじん、塩化水素等)	
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準(硫黄酸化物、ばいじん) 排出基準(敷地境界線、排出口)	
騒音	環境基本法	環境基準	×
	騒音規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
		要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×
振動	振動規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
		要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×
悪臭	悪臭防止法	規制地域・規制基準(敷地境界線、排出口、排水水)	
水質汚濁	環境基本法	環境基準(健康項目、生活環境項目)	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準(ダイオキシン類)	
	水質汚濁防止法	排水基準(一律基準、総量規制)	
		地下浸透基準	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制	×
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準(上乘せ基準)	
	下水道法	下水道排除基準	
京都府環境を守り育てる条例	排水基準 地下浸透基準		
土壌汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	
	土壌汚染対策法	指定区域、土地形質変更に係る汚染基準	×
その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×
	ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	

次に、項目別に環境基準、規制基準等の状況を示す。

大気環境

(ア) 大気汚染

ア) 環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 2.2-60～表 2.2-64 に示す。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 物質について定められている。

表 2.2-60 大気の汚染に係る環境基準

昭和 48 年環境庁告示第 25 号

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくは線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考： 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。		

表 2.2-61 二酸化窒素に係る環境基準

昭和 53 年環境庁告示第 38 号

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

表 2.2-62 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

平成 9 年環境庁告示第 4 号

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

表 2.2-63 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

平成 11 年環境庁告示第 68 号

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
備考： 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

表 2.2-64 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

平成 21 年環境省告示第 33 号

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。
備考： 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

イ)規制基準等

「大気汚染防止法」に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。

本事業では焼却施設（焼却炉）がばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質のうち塩化水素及び窒素酸化物が規制項目となっている。また、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、宇治市は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

各物質別の排出基準を表 2.2-65～表 2.2-68 に示す。

表 2.2-65 硫黄酸化物の規制基準（大気汚染防止法）

昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号

昭和 52 年京都府告示第 610 号

許容限度	
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時) K : 地域ごとに定められた値 (2.34 ) ※宇治市では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される。 He : 補正された排出口の高さ (m)
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q : 許容排出量 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時) W : 昭和 53 年 1 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量 (重油換算 kl/時) Wi : 昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量 (重油換算 kl/時) 総量規制基準は、重油に換算したものが 0.3kl/時以上の場合に適用する。

表 2.2-66 ばいじんの排出基準（大気汚染防止法）

昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
備考 : 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量(g) O <sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする) C <sub>s</sub> : JIS-Z-8808 により測定されたばいじんの量(g)			

表 2.2-67 有害物質（塩化水素）の排出基準（大気汚染防止法）

昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中の塩化水素の量とする。 2 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：塩化水素の量(mg) O <sub>s</sub> ：排出ガス中の酸素濃度(%) C <sub>s</sub> ：JIS-K-0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量(mg)		

表 2.2-68 有害物質（窒素酸化物）の排出基準（大気汚染防止法）

昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号

施設	規模	排出ガス量 (万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	許容限度 (cm <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）		4 未満	700
上記外の廃棄物焼却炉		連続炉	すべて
	連続炉以外	4 以上	250
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中の窒素酸化物の量とする。 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：窒素酸化物の量(cm <sup>3</sup> ) O <sub>n</sub> ：施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O <sub>s</sub> ：排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする) C <sub>s</sub> ：JIS-K-0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量(cm <sup>3</sup> )			

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気排出基準が定められており、本事業では焼却施設（廃棄物焼却炉）が特定施設に該当する。

ダイオキシン類の大気排出基準を表 2.2-69 に示す。

表 2.2-69 ダイオキシン類の大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

平成 11 年総理府令第 67 号

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 50kg/時以上	4,000 以上	0.1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：ダイオキシン類の量(ng-TEQ) O <sub>n</sub> ：施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O <sub>s</sub> ：排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が 20%を超える場合にあつては 20%とする) C <sub>s</sub> ：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量(ng-TEQ)			

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物処理施設の技術上の基準（以下「構造基準」という。）及び一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下「維持管理基準」という。）が定められており、焼却施設に該当するものの概要を表 2.2-70 に示す。

表 2.2-70 廃棄物焼却炉に係る構造基準・維持管理基準の概要  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

昭和 46 年厚生省令第 35 号

内容	
構造基準	外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ連続的に燃焼室に供給できる供給装置
	燃焼ガスが800℃以上の状態でごみを焼却できる燃焼室
	燃焼ガスが800℃以上の温度のまま燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室
	外気と遮断された燃焼室
	助燃設備（速やかに800℃以上にし、保つ機能を有する）を備えた燃焼室
	必要な空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するもの）を設けた燃焼室
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却できる冷却設備
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備 (高度なばいじん除去機能を有するもの)
	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する装置
	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備 (ただし、熔融設備を用いて熔融する場合はこの限りではない。)
	ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備
	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合は、次の要件を備えていること。 ・ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができる灰出し設備（熔融炉） ・熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等
	維持管理基準
燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。	
燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ。	
焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却する。	
運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。	
運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。	
燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	
火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備える。	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却する。	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	
排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する。	
排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼する。	
排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する。	
排ガス中のダイオキシン類濃度が0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下となるように焼却する。	
排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上、測定・記録する。また、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（SOx,ばいじん,HCl,NOx）を六ヶ月に一回以上、測定・記録する。	
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	
ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。	
ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合は、灰出し設備（熔融炉）に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ。	

「京都府環境を守り育てる条例」（以下、「府条例」という。）では、「大気汚染防止法」上の対象施設や対象物質を拡大することにより、規制の強化が図られている。

本事業に関しては、有害物質について敷地境界線上及び排出口の規制基準が適用される。ただし、施設からの排ガスに対し、「大気汚染防止法」で有害物質として規制されている塩化水素については適用が除外されている。府条例に基づく有害物質の排出基準を表 2.2-71 に示す。

表 2.2-71 有害物質の排出基準（京都府環境を守り育てる条例）

平成 7 年京都府条例第 33 号

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 0.2mg	亜鉛として 20 mg
アクリルアルデヒド	0.003cm <sup>3</sup>	0.3 cm <sup>3</sup>
アクリロニトリル	0.07 cm <sup>3</sup>	7 cm <sup>3</sup>
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして 0.003 mg	アンチモンとして 0.3 mg
アンモニア	1 cm <sup>3</sup>	100 cm <sup>3</sup>
塩化水素	0.2 cm <sup>3</sup>	本焼却施設は適用除外
塩化ビニル	0.1 cm <sup>3</sup>	10 cm <sup>3</sup>
塩素	0.03 cm <sup>3</sup>	3 cm <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.002 mg	カドミウムとして 0.2 mg
キシレン	3 cm <sup>3</sup>	300 cm <sup>3</sup>
クロム及びその化合物	クロムとして 0.002 mg	クロムとして 0.2 mg
クロホルム	0.3 cm <sup>3</sup>	30 cm <sup>3</sup>
シアン化水素及びシアン化合物	シアン化物イオンとして 0.2 mg	シアン化物イオンとして 20 mg
ジクロロメタン	2 cm <sup>3</sup>	200 cm <sup>3</sup>
臭素	0.003 cm <sup>3</sup>	0.3 cm <sup>3</sup>
水銀及びその化合物	水銀として 0.002 mg	水銀として 0.2 mg
すず及びその化合物	すずとして 0.07 mg	すずとして 7 mg
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	1 cm <sup>3</sup>	100 cm <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	2 cm <sup>3</sup>	200 cm <sup>3</sup>
銅及びその化合物	銅として 0.003 mg	銅として 0.3 mg
トリクロロエチレン	2 cm <sup>3</sup>	200 cm <sup>3</sup>
トルエン	2 cm <sup>3</sup>	200 cm <sup>3</sup>
鉛及びその化合物	鉛として 0.003 mg	鉛として 0.3 mg
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.03 mg	ニッケルとして 3 mg
二硫化炭素	0.3 cm <sup>3</sup>	30 cm <sup>3</sup>
砒素及びその化合物	砒素として 0.02 mg	砒素として 2 mg
フェノール	0.2 cm <sup>3</sup>	20 cm <sup>3</sup>
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして 0.05 mg	弗化物イオンとして 5 mg
ベンゼン	0.3 cm <sup>3</sup>	30 cm <sup>3</sup>
ホスゲン	0.003 cm <sup>3</sup>	0.3 cm <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	0.02 cm <sup>3</sup>	2 cm <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.01 mg	マンガンとして 1 mg
メタノール	7 cm <sup>3</sup>	700 cm <sup>3</sup>
メチルエチルケトン	3 cm <sup>3</sup>	300 cm <sup>3</sup>
硫化水素	0.3 cm <sup>3</sup>	30 cm <sup>3</sup>
硫酸	0.03 mg	3 mg
備考：	<p>1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあつては標準状態に換算した大気 1 立方メートル中の有害物質の量、排出口基準にあつては標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中の有害物質の量とする。</p> <p>2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上 1.5メートルの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。</p>	

## (イ) 騒音

## ア) 環境基準

騒音に係る環境基準を表 2.2-72 に示す。

この基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

事業計画地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、いずれの区域にも指定されていない。

表 2.2-72 騒音に係る環境基準

平成 10 年環境庁告示第 64 号  
平成 24 年宇治市告示第 30 号

[道路に面する地域以外の地域]

地域の類型		基準値	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域

[道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

[幹線交通を担う道路に近接する空間の特例]

基準値	
昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、「道路法」第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

イ)規制基準等

「騒音規制法」に規定する特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を表 2.2-73、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2.2-74、自動車騒音の要請限度を表 2.2-75 に示す。

この法律では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、第 2 条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

なお、府条例では「騒音規制法」で指定する特定施設に加えて、16 種の施設が特定施設として追加されている。

事業計画地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けていないため、いずれの区域にも指定されていない。

表 2.2-73 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

平成 24 年宇治市告示第 31 号

平成 24 年宇治市告示第 32 号

区域の区分		昼間 (8 時～18 時)	朝( 6 時～ 8 時) 夕(18 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

- 注 1. 規制地域は、宇治市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域
2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値（第 2 種区域にあっては昼間及び朝夕に限る。）

表 2.2-74 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号

昭和 43 年政令第 324 号

昭和 24 年宇治市告示第 33 号

特定建設作業の区分	騒音の 大きさの 許容限度	禁止 される 作業時間	1 日の 作業の 許容限度	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜 機を除く。)を使用する作業(くい打機をア スファルトと併用する作業を除く。)	85 dB	第 1 号区域  午後 7 時 から翌日の 午前 7 時ま で  第 2 号区域  午後 10 時か ら翌日の午 前 6 時まで	第 1 号区域  10 時間  第 2 号区域  14 時間	6 日以内	日曜日その 他の休日 には行わ ない こと
2 びょう打機を使用する作業					
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連 続的に移動する作業にあつては、1 日にお ける当該作業に係る 2 地点間の最大距離 が 50m を超えない作業に限る。)					
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用い るものであつて、その原動機の定格出力 が 15kw 以上のものに限る。)を使用する 作業(さく岩機の動力として使用する作業 を除く。)					
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルト プラント(混練機の混練重量が 200kg 以上の ものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造 するためにコンクリートプラントを設けて行う 作業を除く。)					
6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒 音を発生しないものとして環境大臣が指 定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。)を使用する作業					
7 トラクターショベル(一定の限度を超える大き さの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出 力が 70kw 以上のものに限る。)を使用す る作業					
8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさ の騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出 力が 40kw 以上のものに限る。)を使用す る作業					
備考： 1 第 1 号区域とは、規制区域のうち、第 1 種低層住居専用区域、第 2 種低層住居専用区域、第 1 種中高層住居 専用区域、第 2 種中高層住居専用区域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商 業地及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を 入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内を いい、第 2 号区域とは、規制区域のうち、第 1 号区域以外の区域をいう。 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。 3 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。					

表 2.2-75 自動車騒音の要請限度

平成 12 年総理府令第 15 号  
平成 24 年宇治市告示第 34 号

区域の区分		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	1 車線を有する道路に面する区域 65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 70 デシベル	65 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	1 車線を有する道路に面する区域 65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	車線を有する道路に面する区域 75 デシベル	70 デシベル

備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 規制地域は、宇治市の区域のうち、都市計画法（43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域

#### (ウ) 振動

振動については、環境基準は定められていない。

「振動規制法」に規定する特定工場等において発生する振動の規制に関する基準を表 2.2-76、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 2.2-77、道路交通振動の要請限度を表 2.2-78 に示す。

この法律では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、第 2 条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

なお、府条例では「振動規制法」で指定する特定施設に加えて、8 種の施設が特定施設として追加されている。

事業計画地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、いずれの区域にも指定されていない。

表 2.2-76 特定工場等において発生する振動の規制基準

平成 24 年宇治市告示第 35 号

区域の区分		昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル
<p>注 1. 規制地域は、宇治市の区域のうち、都市計画法（43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域</p> <p>2. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値（第 1 種区域にあつては昼間に限る。）</p>			

表 2.2-77 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和 51 年総理府令第 58 号

平成 24 年宇治市告示第 36 号

特定建設作業の区分	振動の 大きさの 許容限度	禁止 される 作業時間	1 日の 作業の 許容限度	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75 dB	第 1 号区域  午後 7 時 から翌日の 午前 7 時まで	第 1 号区域  10 時間	6 日以内	日曜日その 他の休日には 行わない こと
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第 2 号区域  午後 10 時 から翌日の 午前 6 時まで	第 2 号区域  14 時間		
3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)					
4 ブレカ(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)					
備考：					
1 第 1 号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場の騒音の指定地域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいう。					
2 第 2 号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。					

表 2.2-78 道路交通振動の要請限度

昭和 51 年総理府令第 58 号  
平成 24 年宇治市告示第 37 号

区域の区分		昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70 デシベル	65 デシベル

- 備考：1 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等の振動の場合と同様である。  
 2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。  
 3 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。  
 4 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(エ) 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

「悪臭防止法」に基づく規制基準を表 2.2-79 に示す。

この法律では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等 22 物質の特定悪臭物質濃度による規制及び多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行っている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は 22 物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13 物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4 物質）がある。

事業計画地は A 地域及び B 地域に指定されている。なお、宇治市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

表 2.2-79 悪臭防止法に基づく規制基準

平成 24 年宇治市告示第 38 号

## [敷地境界線]

物質名	許容限度(ppm)		物質名	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域		A地域	B地域
アンモニア	1	5	イソバレアルデヒド	0.003	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.01	イソブタノール	0.9	20
硫化水素	0.02	0.2	酢酸エチル	3	20
硫化メチル	0.01	0.2	メチルイソブチルケトン	1	6
二硫化メチル	0.009	0.1	トルエン	10	60
トリメチルアミン	0.005	0.07	スチレン	0.4	2
アセトアルデヒド	0.05	0.5	キシレン	1	5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	ノルマル酢酸	0.001	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
ノルマルバレアルデヒド	0.009	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.01

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の地域をいう。  
2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

## [排出口]

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>ここで、  q : 流量 (m<sup>3</sup>/時)  He : 補正された排出口の高さ (m)  Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)</p>	
規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレアルデヒド、イソバレアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

## [排水水]

項目	事業場から敷地外に排出される排水の量	許容限度 (mg/L)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.032	0.16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.0068	0.034
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.00142	0.071
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.112	1.12
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.024	0.24
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.0052	0.052
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.32	6.4
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.069	1.38
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.014	0.28
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.567	6.3
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.126	1.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.0261	0.29

## 水環境

### (ア) 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 2.2-80～表 2.2-81 に示す。

この基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。前者は全公共用水域に適用される基準であり重金属、有機塩素化合物及び農薬類の 27 項目、後者は生活環境保全のため、公共用水域を水利用の状況を考慮し A A から E までの 6 ランクに分類し、5 項目について定められており、さらに水生生物の保全の観点から全亜鉛及びノニルフェノールについて基準値が定められている。

事業計画地の位置する宇治市では、宇治川が A 類型及び生物 B 類型に指定されている。

また、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準は表 2.2-82 に示すとおりで、水質（水底の底質の汚染を除く）が年間平均値 1pg-TEQ/g 以下、水底の底質が 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、前述した人の健康の保護に関する環境基準と概ね同様の重金属、有機塩素化合物及び農薬類の 28 項目について基準が定められている。なお、ダイオキシン類についても同様に公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準が地下水に適用されている。

表 2.2-80 人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域：昭和 46 年環境庁告示第 59 号

地下水：平成 9 年環境庁告示第 10 号

項 目	基 準 値		備 考
	水質汚濁に係るもの	地下水の水質汚濁に係るもの	
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	2 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー		0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	

表 2.2-81 生活環境の保全に関する環境基準

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

[河川（湖沼を除く）]

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

- 注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の生産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、一 中腐水性水域の水産生物用  
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 2.2-82 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

平成 11 年環境庁告示第 68 号

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

- 注 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

(イ) 規制基準等

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、汚水又は廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場・事業場(特定事業場)で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めており、本事業では一般廃棄物処理施設である焼却施設が該当するが、工場排水は高度処理し再利用する(休炉時等の再利用できない場合に限り、公共下水道への放流予定)こととし、公共用水域へは、雨水のみ排水する計画である。

排水基準は、国で定める一律基準と京都府の条例で定める上乘せ基準があり、一律基準は「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)(以下、「排水基準省令」という。)により定められ、原則として有害物質はすべての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が  $50\text{m}^3$  以上の特定事業場に適用され、上乘せ基準は「京都府環境を守り育てる条例」(平成 7 年京都府条例第 33 号)及び「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」(昭和 50 年京都府条例第 33 号)により定められ、業種別、排水規模別により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対する裾切りを一部日平均排出量  $30\text{m}^3$  に縮小している。淀川・宇治川水域は、「京都府環境を守り育てる条例」においては A 区域に該当し、規制基準が定められており、「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」においては、上乘せ基準の対象水域である。当該水域に適用される「水質汚濁防止法」に基づく排水基準、「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づく規制基準を表 2.2-83 に示す。

「水質汚濁防止法」により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量  $50\text{m}^3$  以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準(表 2.2-84 参照)が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、事業計画地を含む宇治市が総量規制の指定地域に指定されている。本事業においては、公共用水域に排出する水量が日平均で  $50\text{m}^3$  以上となる場合には、表 2.2-84 に示す化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準が適用される。また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律 110 号)により、対象となる地域に特定施設を設置し、公

共用水域に排出する水量が日最大量  $50\text{m}^3$  以上となる場合には、知事の特定施設の設置に係る許可が必要となる。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から共用水域に排出される水について、表 2.2-85 に示すダイオキシン類の水質排出基準が定められており、本事業においては焼却灰の貯留設備が水質基準適用施設に該当する。

特定事業場から公共下水道に排出される排水に対して、表 2.2-86 に示すとおり排除基準が設けられている。本事業においては、公共下水道に排出する水量が日平均で  $50\text{m}^3$  以上となる場合には、同表に示す排除基準が適用される。

表 2.2-83(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

昭和 46 年総理府令第 35 号  
 昭和 50 年京都府条例 33 号  
 平成 7 年京都府条例第 33 号

有害物質の種類	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.05 mg/L	0.05 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.25 mg/L	0.25 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	—	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	—	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	—	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	—	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	—	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	—	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	—	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	—	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	—	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	—	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外)	—	10 mg/L (海域以外)
ふっ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外)	—	8 mg/L (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100 mg/L	—	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	—	—
備考：※アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量			

表 2.2-83(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

昭和 46 年総理府令第 35 号

昭和 50 年京都府条例 33 号

平成 7 年京都府条例第 33 号

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6(海域以外)	—	5.8~8.6(海域以外)
BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
COD(化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
SS(浮遊物質)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	90mg/L (日間平均 70mg/L)	90mg/L (日間平均 70mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	—	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	20mg/L	20mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	—	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L
ニッケル含有量	—	—	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	—	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	—	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	—	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、淀川水域に立地する特定事業場は日平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上が対象となる。</p>		

表 2.2-84 総量規制基準（水質汚濁防止法）

昭和 46 年総理府・通産省令第 46 号  
 平成 19 年京都府告示第 363 号  
 平成 19 年京都府告示第 364 号  
 平成 19 年日京都府告示第 365 号

項目	許容汚濁負荷量												
化学的酸素要求量	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ <p> <math>L_c</math> : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)  <math>C_{cj}, C_{ci}, C_{co}</math> : 業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量(mg/L) (=備考欄の表参照)  <math>Q_{cj}</math> : 平成 3 年 7 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m<sup>3</sup>/日)  <math>Q_{ci}</math> : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(<math>Q_{cj}</math> は除く)(m<sup>3</sup>/日)  <math>Q_{co}</math> : 特定排出水の量(<math>Q_{cj}</math> と <math>Q_{ci}</math> は除く)(m<sup>3</sup>/日)                 </p> <p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場または事業場に係る排出水について適用する</li> <li>一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める</li> <li><math>C_{cj}, C_{ci}, C_{co}</math> の値は、下表に示すとおりである</li> </ol> <table border="1" data-bbox="295 833 1040 954"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{co}</math></th> <th><math>C_{ci}</math></th> <th><math>C_{cj}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{co}$	$C_{ci}$	$C_{cj}$	ごみ処理業	70	40	40	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50
業種その他の区分	$C_{co}$	$C_{ci}$	$C_{cj}$										
ごみ処理業	70	40	40										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50										
窒素含有量	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ <p> <math>L_n</math> : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)  <math>C_{ni}, C_{no}</math> : 業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量(mg/L) (=備考欄の表参照)  <math>Q_{ni}</math> : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m<sup>3</sup>/日)  <math>Q_{no}</math> : 特定排出水の量(<math>Q_{ni}</math> は除く)(m<sup>3</sup>/日)                 </p> <p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場または事業場に係る排出水について適用する</li> <li>一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める</li> <li><math>C_{ni}, C_{no}</math> の値は、下表に示すとおりである</li> </ol> <table border="1" data-bbox="295 1317 954 1440"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{no}</math></th> <th><math>C_{ni}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{no}$	$C_{ni}$	ごみ処理業	30	20	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50			
業種その他の区分	$C_{no}$	$C_{ni}$											
ごみ処理業	30	20											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50											
りん含有量	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ <p> <math>L_p</math> : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)  <math>C_{pi}, C_{po}</math> : 業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量(mg/L) (=備考欄の表参照)  <math>Q_{pi}</math> : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m<sup>3</sup>/日)  <math>Q_{po}</math> : 特定排出水の量(<math>Q_{pi}</math> は除く)(m<sup>3</sup>/日)                 </p> <p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場または事業場に係る排出水について適用する</li> <li>一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める</li> <li><math>C_{pi}, C_{po}</math> の値は、下表に示すとおりである</li> </ol> <table border="1" data-bbox="295 1798 954 1917"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{po}</math></th> <th><math>C_{pi}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{po}$	$C_{pi}$	ごみ処理業	2.5	1.5	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6			
業種その他の区分	$C_{po}$	$C_{pi}$											
ごみ処理業	2.5	1.5											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6											

表 2.2-85 ダイオキシン類の水質排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

平成 11 年総理府令第 67 号

項目	許容限度
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

表 2.2-86 下水道への排出水に適用される排除基準値

下水道法施行令（昭和 34 年政令 147 号）

項目	排除基準	
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	
シアン化合物	1 mg/L	
有機リン化合物	1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外) 230 mg/L (海域)	
ふっ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外) 15 mg/L (海域)	
フェノール類	5 mg/L	
銅及びその化合物	3 mg/L	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L	
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L	
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L	
クロム及びその化合物	2 mg/L	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 mg/L 未満	
温度	45 (40)	
水素イオン濃度（pH）	5 を超え 9 未満 (5.7 を超え 8.7 未満)	
生物化学的酸素要求量（BOD）	600 (300) mg/L 未満	
浮遊物質（SS）	600 (300) mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油	5 mg/L
	動植物油	30 mg/L
窒素含有量	240 (150) mg/L 未満	
リン含有量	32 (20) mg/L 未満	
備考	1 基準値は平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の特定事業場に適用される値 2 ( ) の数値は製造業に適用	

## 土壤環境

### (ア) 環境基準

土壤の汚染に係る環境基準を表 2.2-87 に示す。

この基準は、環境としての土壤が果たしている機能（土壤環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。前記した水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米または土壤含有量の基準として定められたものがある。

また、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている（表 2.2-88 参照）。

表 2.2-87 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年環境庁告示第 46 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。

備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 2.2-88 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

平成 11 年環境庁告示第 68 号

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

- 注 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
3. 廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については、適用しない。

その他

(ア) 化学物質の環境への排出量・移動量の届出

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）に該当する。

3) 環境保全に関する計画等

新京都府環境基本計画

新京都府環境基本計画（京都府、平成 22 年 10 月）の概要を表 2.2-89 に示す。

京都府では、平成 10 年 9 月に「京都府環境を守り育てる条例」に基づき京都府環境基本計画を策定している。新京都府環境基本計画は、前計画の策定から 10 年以上が経過した現在、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2.2-89 新京都府環境基本計画の概要

項目	概要
目標年度	21 世紀半ば
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創る。
施策の展開方向	持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進
	自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進
	限りある資源を大切にす循環型社会づくりの推進
	府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
京都府が目指す社会像・環境像	温室効果ガスの排出量が 80%削減された「低炭素社会」の実現
	低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展
	自然と文化と調和し共生する地域社会の実現
	安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現
	京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展

京都地域公害防止計画

「京都地域公害防止計画」は、環境基本法第 17 条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が策定する計画である。京都府では、昭和 47 年度に最初の計画を策定以来、計画に基づく施策の成果を評価しながら、5 年を 1 期として見直しを重ねてきている。今期は計画期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間として策定している。京都地域公害防止計画の概要を表 2.2-90 に示す。

なお、事業計画地の位置する宇治市は計画対象地域に含まれている。

表 2.2-90 京都地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町
計画の期間	平成 23 年度から 32 年度の 10 年間
計画の主要課題	河川の水質汚濁 大阪湾に流入する COD の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

#### 京都府地球温暖化対策推進計画

京都府地球温暖化対策推進計画の概要（平成 23 年 7 月）を表 2.2-91 に示す。

京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」（平成 18 年 4 月）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成 18 年 10 月に策定している。これらの対策の進捗を踏まえつつ、平成 22 年 10 月には同条例の改正が行われ、平成 23 年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40% を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25% を削減することを新たな目標として設定し、平成 23 年 4 月に施行している。これに伴い「京都府地球温暖化対策推進計画」も平成 23 年 7 月に改定している。

本事業ではエネルギーの有効利用等を図ることによって、温室効果ガスの排出削減に可能な範囲で努める計画となっている。

表 2.2-91 京都府地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
趣旨	京都府地球温暖化対策推進計画の新計画として、改正条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして京都の知恵と文化を活かし自然と共生する美しい地域を創る。
目標	当面の目標：平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25% を削減 中期的目標：平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40% を削減 長期的目標：平成 62 年度までに温室効果ガスの排出量が平成 2 年度と比べて 80% 以上削減された持続可能な京都を創造
重点施策	京都の知恵と文化を暮らしに活かす 再生可能エネルギーを最大限に活用 環境産業の発展 自立した持続可能な地域 森林を守り育てる

#### 総量削減計画（京都府）

総量削減計画（京都府）の概要を表 2.2-92 に示す。

京都府では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 12 条の 3 及び「水質汚濁防止法」第 4

条の3に基づき、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項に規定する区域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別削減目標量を達成するために定めた計画であり、昭和54年以来6次にわたる計画策定を経て、平成24年2月に第7次計画を策定している。

表 2.2-92 総量削減計画（京都府）の概要

項目	概要
対象地域	淀川流域の10市7町1村 (京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)
目標年度	平成26年度
削減目標量	1 化学的酸素要求量：18ト/日 2 窒素含有量：15ト/日 3 リン含有量：1.2ト/日
汚濁負荷の削減の 方途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道やその他の生活排水処理施設の整備</li> <li>・大規模事業場排水の規制（総量規制基準の設定、今回規制を一部強化）</li> <li>・一般家庭に対する、排出される調理くずや廃食用油の適正処理、洗剤の適正使用に関する啓発活動（生活排水対策）</li> <li>・畜産排水や農地からの負荷の削減対策</li> </ul>

#### 瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画

瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画の概要を表 2.2-93 に示す。

京都府では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により京都府の区域（同法第5条第1に規定する関係府県のうち京都府の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を策定したものであり、環境保全に係る対策を総合的にかつ計画的に推進するため政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、京都府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効率的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定したものであり、昭和56年以来5次にわたる計画策定を経て、平成20年5月に第6次計画を策定している。

表 2.2-93 瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画の概要

項 目	概 要
計画の目標	1 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。 2 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。 3 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その他有機物のたい積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講じられていること。 4 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着していないこと。
目標達成のため講じる施策	水質汚濁の防止、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保、健全な水循環機能の維持・回復、下水道等の整備の促進、河床の汚泥の除去等、水質等の監視、環境保全に関する調査研究及び技術の開発、環境保全意識の普及及び住民参加の推進、環境教育・環境学習の推進、情報提供、広報の充実、広域的な連携の強化等

#### 京都府ごみ処理広域計画

京都府ごみ処理広域化計画の概要を表 2.2-94 に示す。

ごみの排出量の増大等にもなう最終処分場の逼迫、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみの適正処理を推進するにあたって、その課題に対応する必要性から、京都府では平成 11 年 3 月に「京都府ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定している。

広域化計画は、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲を府内 7 ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示した内容となっている。広域化計画の期間としては、ダイオキシン類排出削減のための恒久対策及び既存のごみ焼却施設の耐用年数等を考慮し、概ね 20 年間（平成 11 年度～30 年度）としているが、今後の新たな法規制やごみ処理技術の進展、地域の状況変化等、必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、当組合の管内は「南部ブロック」地域とされ、管内 3 市 3 町に京田辺市を加えたブロックとなっている。

表 2.2-94 京都府ごみ処理広域計画の概要

項目	概要
目的	京都府での今後のごみ処理施設及び最終処分場の整備の方向性を定め、各地域の実情に応じた適正なごみ処理体制を確立することを目的としたものである。
期間	概ね 20 年間（平成 11 年度～30 年度）
基本方針	<p>ごみの排出抑制と減量化を図り、その上でリユース、リサイクルが見込めず、やむを得ず排出するごみについて適切な中間処理、最終処分を行うため、以下のような方針により、環境負荷の少ない処理システムの構築を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底</li> <li>・ダイオキシン類の排出削減</li> <li>・焼却残さの高度処理対策</li> <li>・サーマルリサイクルの推進</li> <li>・最終処分場の確保対策</li> <li>・施設整備等のコスト縮減</li> </ul>
広域化ブロック	複数の市町村等による共同処理体制が不可欠なことから、相互に連携して協力するための広域ブロックを設定して、計画を進めていくものである。府内では、丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽の 7 ブロックが設定されている。

#### 京都府循環型社会形成計画

京都府循環型社会形成計画の概要を表 2.2-95 に示す。

京都府では、平成 15 年 3 月に「京都府循環型社会形成計画」を策定している。本計画は、平成 19 年 3 月に見直し、さらに、平成 24 年 3 月に第 2 期計画を策定している。

本計画は、京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

表 2.2-95 京都府循環型社会形成計画の概要

項目	概要
目的	京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会作りに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り削減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。
計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度までとし、中間年度である平成 27 年度に見直しを行う。
施策の基本方向	<p>① 3 R の推進  環境負荷の少ないライフスタイル  環境負荷の少ない事業活動  3 R への協働取組</p> <p>② 廃棄物資源化の推進  ③ 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり  ④ 不法投棄対策の徹底</p>

## 宇治市環境保全計画

宇治市環境保全計画の概要を表 2.2-96 に示す。

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」（昭和 51 年宇治市条例第 29 号）で示す「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全及びその確保」を目指し、環境保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進していくため平成 12 年に「宇治市環境保全計画」を策定している。

本計画では、地球環境の保全や資源循環型社会の構築等の実現に必要な環境行政を計画的・総合的に推進するため、望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けての施策の方針や事業を体系化し、市、市民、事業者がとるべき行動を明確に示している。

表 2.2-96 宇治市環境保全計画の概要

項目	概要
環境の範囲	生活環境：大気、水質、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌 自然環境：動物、植物 都市環境：公園、緑地、都市施設、交通 歴史・文化環境：歴史・文化資源、観光資源、年中行事 資源の循環：廃棄物、水資源、光・熱エネルギー等 地球環境：地球温暖化、オゾン層、酸性雨、熱帯雨林等
計画の期間	中期目標：2000 年から 2010 年 長期目標：21 世紀半ば
内容	基本的視点：豊かな歴史・文化を市民生活に活かす、身近な自然を市民生活に活かす、地球環境を身近な生活から考え、取り組む 望ましい環境像：「歴史・文化」と「自然」を大切に、生活者の視点で創る環境都市 宇治 基本目標：健康で安全に暮らせるまち（生活環境の保全）、豊かな自然とふれあえるまち（自然環境の保全）、やすらぎのある快適なまち（都市環境の創造）、豊かな歴史・文化とふれあえるまち（歴史・文化環境の保全・活用）、限られた資源を大切に、環境に負荷をかけないまち（資源の循環的な利用）、地球の未来を大切に、ともに取り組むまち（地球環境の保全、参加とパートナーシップ）

## 城陽市環境基本計画

城陽市環境基本計画の概要を表 2.2-97 に示す。

城陽市では、平成 14 年 4 月 1 日に施行された「城陽市環境基本条例」（平成 13 年城陽市条例第 25 号）に基づく環境の保全・創造に向けた施策を、将来にわたって総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成 15 年 3 月に策定している。また、平成 20 年度には、5 年間の進捗状況や社会情勢の変化等をふまえ、本計画の推進体制である「城陽環境パートナーシップ会議」により、一部（「目標達成のために各主体が取り組むべき項目」、「環境指標」、「目標値」）について、必要な見直しを行っている。

表 2.2-97 城陽市環境基本計画の概要

項目	概要
目的	この計画は、城陽市の良好な環境を再生、保全及び創造するための施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、 ①良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱を定める ②市・市民・市民団体及び事業者が取り組むべき事項を明らかにすることを目的とする。
計画の期間	平成 15 年度から平成 29 年度
対象とする環境の要素	生活：水質、その他公害、安心して暮らせる環境 自然：動植物、水環境、農地・農業、東部丘陵地 快適：交通・道路、緑化・自然とのふれあい、歴史文化、景観 循環：廃棄物、省エネルギー、水循環 参加：全員参加、環境に配慮した社会のしくみ、環境教育 地球環境：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
内容	<p><b>【望ましい環境像】</b> 緑と太陽、やすらぎのまち・城陽</p> <p><b>【計画の基本理念】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全員参加と環境優先の認識</li> <li>2. 自然と人との共生</li> <li>3. 循環型で持続可能な社会</li> <li>4. パートナーシップ</li> <li>5. 地球環境保全</li> </ol> <p><b>【環境ビジョン】</b> 生活：安心・安全で健康に暮らせるまち 自然：多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち 快適：城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち 循環：循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち 参加：全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち 地球環境：地球環境を考えて地域で行動するまち</p>

## 宇治市景観計画

宇治市景観計画の概要を表 2.2-98 に示す。

宇治市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、「宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」と景観法に基づく「宇治市景観計画」を平成 20 年 4 月 1 日に定めている。この制度に基づき、宇治市全域を景観計画区域とし、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等について事前に市への届出が必要である。また、この制度に基づき指定された景観計画重点区域内については、すべての建築物の建築等及び工作物の建設等、または一定要件を満たす開発行為等について事前に市への届出が必要である。

なお、事業計画地は景観計画区域となっており、施設設置にあたり事前の届出が必要である。

表 2.2-98 宇治市景観計画の概要

項目	概要
基本理念	悠久の歴史と自然を今に活かしふるさと宇治を誇り伝えん
行動指針	①住民主体の景観づくり ②シンボル景観（世界遺産周辺一帯）の保全と継承 ③ふるさと宇治の景観の保全と創造 ④快適でうるおいのある景観づくり
景観形成における基本方針	「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念を遵守する 住民の景観に対する考え方・意見に配慮する 地域の特性に応じた新しい景観の形成に努める 屋外広告物に関する行為の制限を定める 住民主体の景観づくりをすすめる